

令和5年度 第2回

# 兵庫県都市計画審議会議案

兵庫県都市計画審議会

## 令和5年度 第2回 兵庫県都市計画審議会議案

議案 番号	都 市 名	件 名	頁
1	明 石 市	東播都市計画区域区分の変更について	1
2	宝 塚 市	阪神間都市計画道路（3.3.240号 中筋伊丹線）の変更について	6
3	香 美 町	香住都市計画道路（3.6.1号 七日市線）の変更について	13
4	姫 路 市	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（姫路市飾磨区中島）	19

**第 1 号議案**

都計第 2 9 1 5 号

令和 6 年 3 月 8 日

兵庫県都市計画審議会

会長 加 藤 恵 正 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

東播都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

# 計 画 書

## 東播都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」

### 2 人口フレーム

単位：千人

区 分	年 次	平成 27 年	令和 7 年
	都市計画区域内人口		931
市街化区域内人口		764	756
配分する人口		—	729
保留する人口		—	27
（特定保留）		—	0.3
（一般保留）		—	27

### 理 由

「別添理由書のとおり」

## 理 由 書

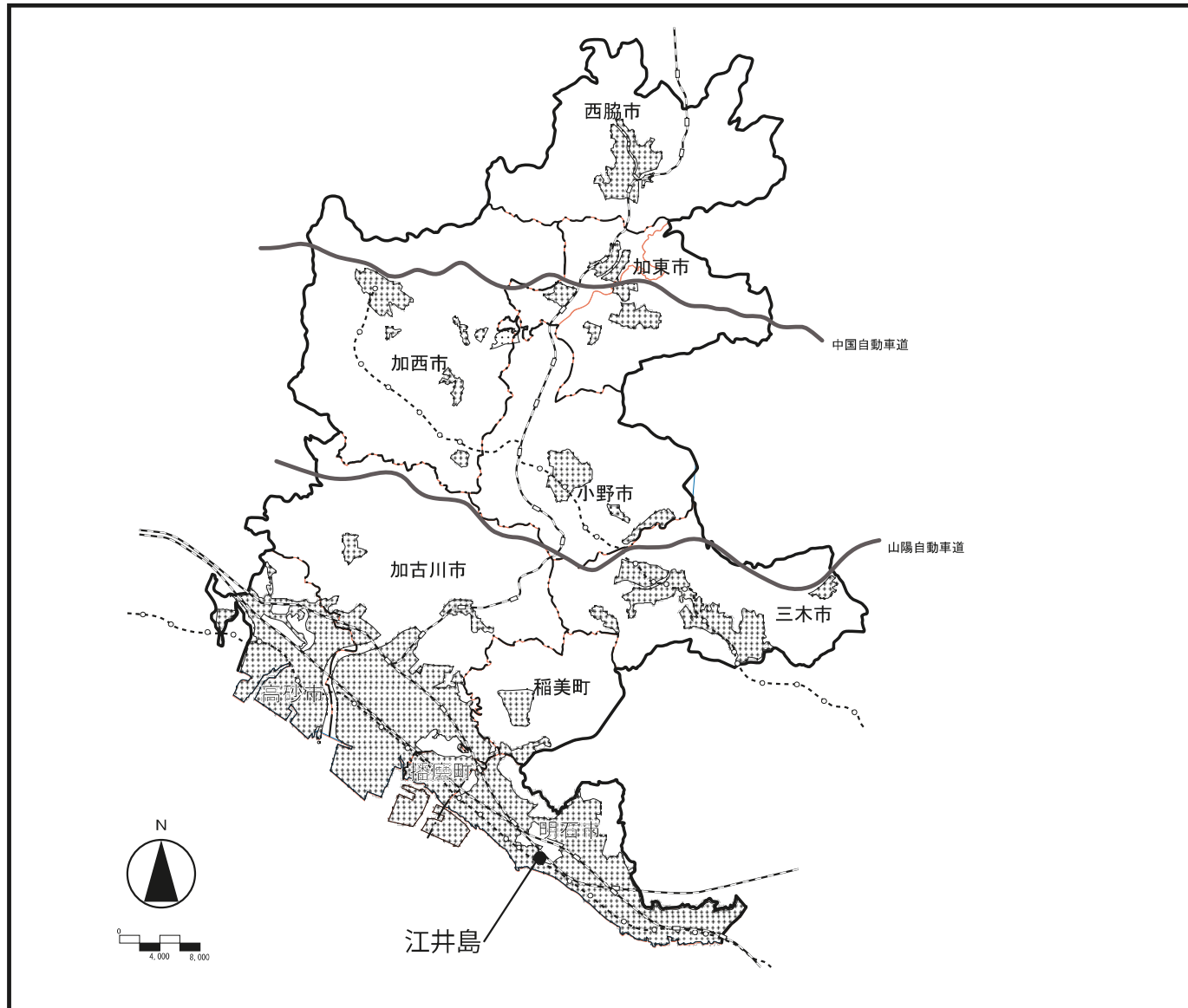
東播都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を昭和46年に定めた後、概ね5年に一度に一斉見直しを行っており、直近の第8回見直しにより市街化調整区域において計画的に市街化を図る区域を設定している。

明石市江井島地区は、鉄道駅周辺の既成市街地であり「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」により計画的な市街化の見通しがある住宅地として位置づけられ、「明石市都市計画マスタープラン」では、鉄道駅との利便性等を踏まえ、市街化が進みつつある区域での面的整備等による良好な住宅地景観づくりを誘導し、地域の特性を活かした住環境づくりを進めるものとしており、計画に整合する。

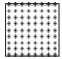
また、区域の一部を土地区画整理事業により整備し、既に住宅、工場等が集積している既成市街地を含めて計画的な土地利用を誘導するため地区全域に良好な住環境の形成を目標とする地区計画を定める。さらに、洪水浸水想定区域への対策として土地区画整理事業で調整池を設定する等により降雨による浸水の発生を抑制する。

このたび、土地区画整理事業に関する地権者の合意形成が図られ、土地区画整理組合による施行が具体化されたことから、新たな住宅市街地と周辺の既成市街地が調和した良好な居住環境の維持と保全を図るため、市街化区域に編入するものである。

別 図




東播都市計画区域  
市街化区域・市街化調整区域の  
変更概要図

凡	例
——	都市計画区域界
- - - -	市 町 界
	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域



市町名	明石市	番号	1
地区名	江井島		
縮尺	1/2,500	方位	↑
関連都市計画	用途地域・高度地区 特別用途地区・地区計画		

凡例	
区域区分境界 (変更後)	
変更地区 (市街化区域編入)	

## 第2号議案

都計第2915号

令和6年3月8日

兵庫県都市計画審議会

会長 加藤 恵 正 様

兵庫県知事 齋藤 元彦

阪神間都市計画道路（3.3.240号 中筋伊丹線）の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。



# 計 画 書

## 阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）

都市計画道路中 3.3.240 中筋伊丹線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3.3.240	中筋伊丹線	宝塚市中筋3丁目	宝塚市中筋7丁目		約 730m	地表式	4 車線	24m	JR 福知山線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

都市計画道路中筋伊丹線は、中筋 3 丁目を起点とし、伊丹市境である中筋 7 丁目に至る延長約 730m の幹線街路である。

この度、渋滞対策として本路線を整備するに当たり、自転車専用通行帯の追加等による幅員構成の見直しに伴い、幅員を 25m から 24m に変更する。

また、中筋 2 丁目交差点で接続する市道中筋鳥脇線の整備見込みが無くなったため、同交差点での接続を既存の市道 1047 号線とすることから交差点付近の線形及び区域を変更する。

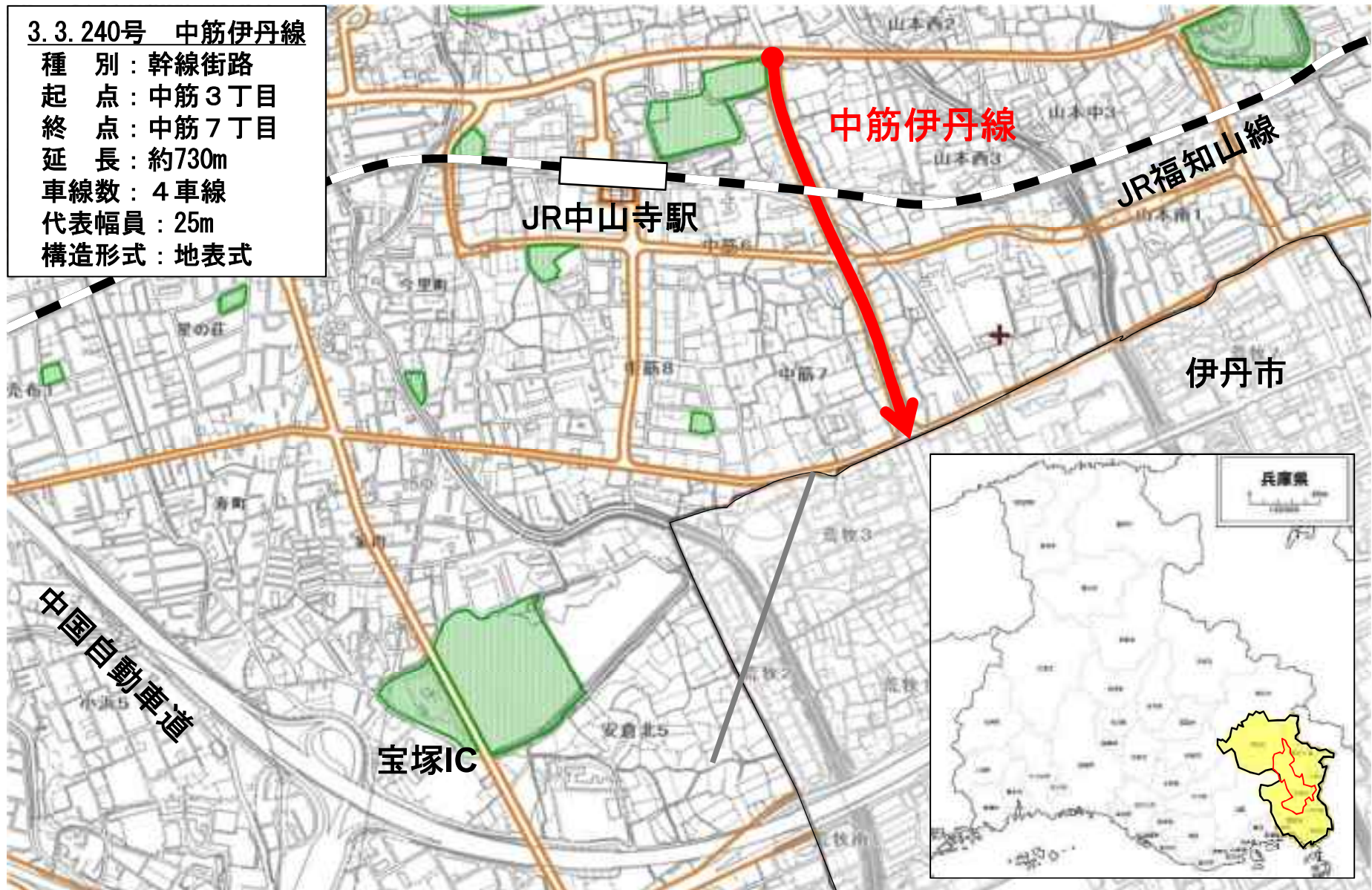
## 変 更 前 後 対 照 表

変更前後	種別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 な 変更内容
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	
変更前	幹線街路	3.3.240	中筋 伊丹線	宝塚市 中筋 3丁目	宝塚市 中筋 7丁目		約730m	地表式	4車線	25m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部線形及び幅員の変更 (25m→24m)</li> </ul>
変更後	幹線街路	3.3.240	中筋 伊丹線	宝塚市 中筋 3丁目	宝塚市 中筋 7丁目		約730m	地表式	4車線	24m	

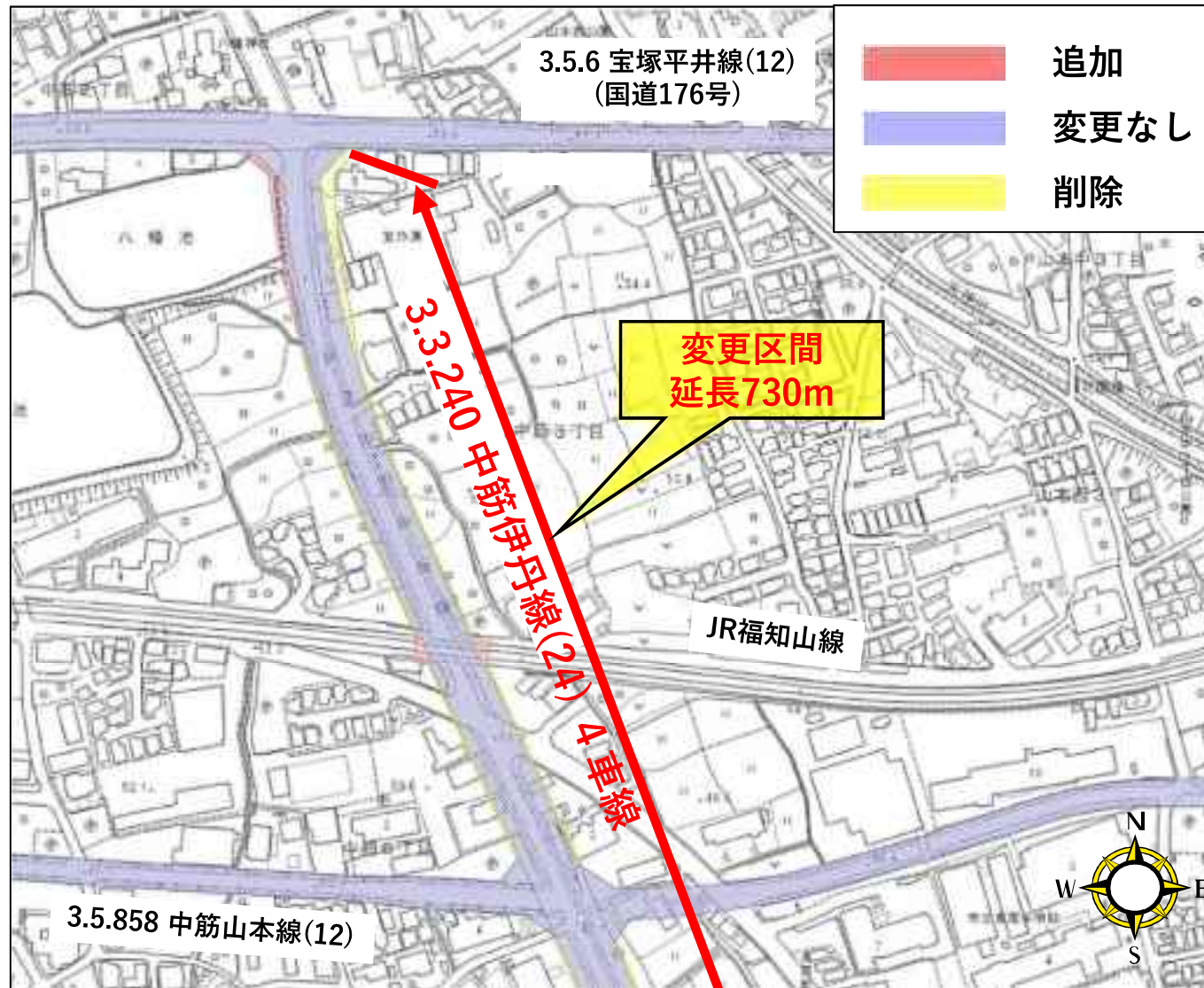
阪神間都市計画道路（3.3.240号中筋伊丹線）の変更 位置図

3.3.240号 中筋伊丹線

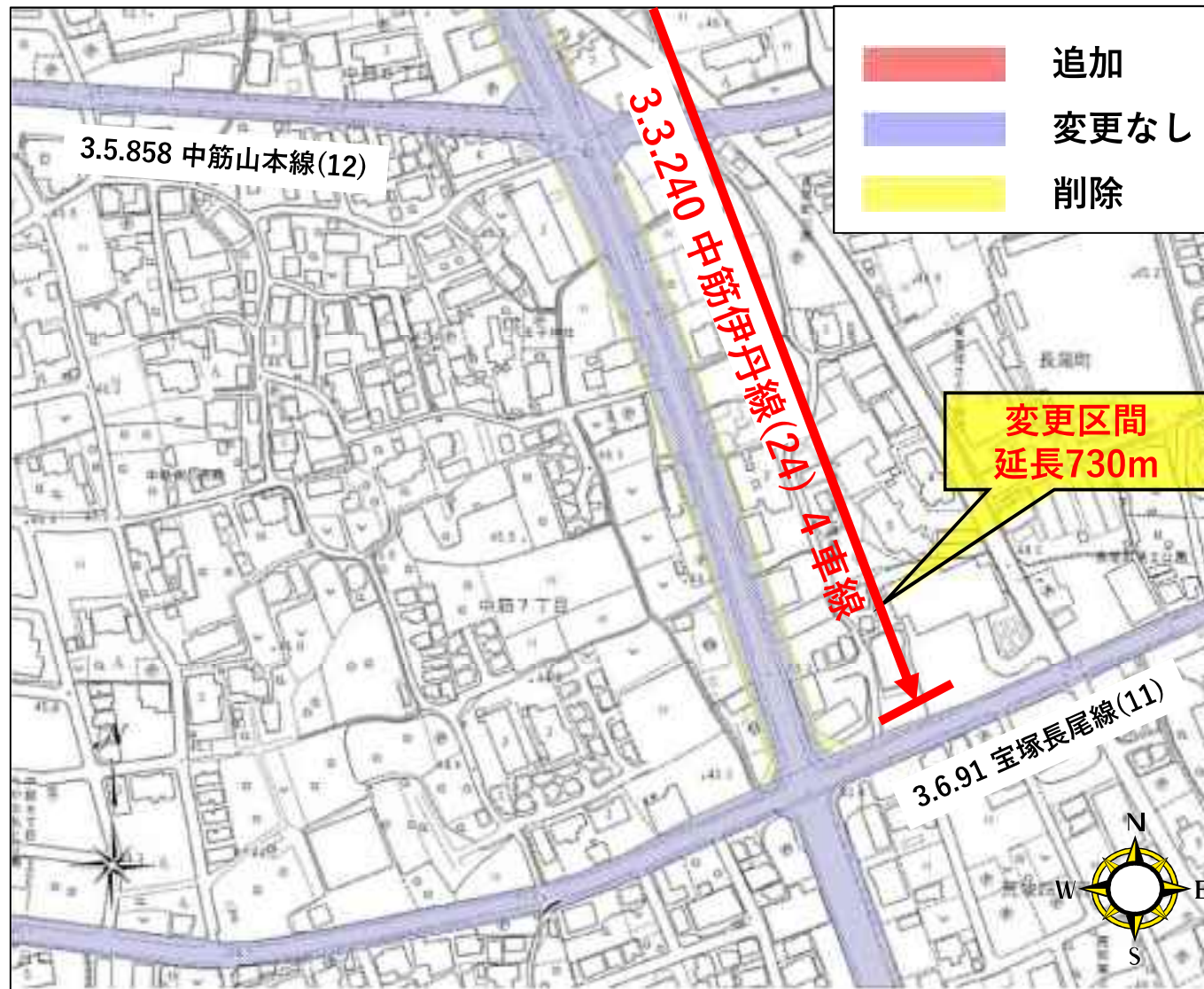
種 別：幹線街路  
起 点：中筋3丁目  
終 点：中筋7丁目  
延 長：約730m  
車線数：4車線  
代表幅員：25m  
構造形式：地表式



阪神間都市計画道路（3.3.240号中筋伊丹線）の変更 計画図(1/2)



阪神間都市計画道路（3.3.240号中筋伊丹線）の変更 計画図(2/2)



### 第3号議案

都計第2915号

令和6年3月8日

兵庫県都市計画審議会

会長 加藤 恵 正 様

兵庫県知事 齋藤 元彦

香住都市計画道路（3.6.1号 七日市線）の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

# 計 画 書

## 香住都市計画道路の変更(兵庫県決定)

都市計画道路中 3・6・1 号七日市線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 型 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
幹 線 街 路	3・6・1	七日市線	香美町香 住区七日 市字大縄 内	香美町香 住区七日 市字下川 原	香美町 香住区 七日市	約 520m	地表式	2車線	11m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

別添理由書のとおり



## 理 由 書

七日市線は、香住港湾線を起点とし、新温泉町方面に向かう東西方向の幹線道路であり、主要地方道香住村岡線として供用されている。

このたび、老朽化した矢田橋の架替に伴い、道路線形を変更するとともに、一部区域を変更する。

## 変 更 前 後 対 照 表

変更前後	種別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 な 変更内容
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 型 式	車 線 の 数	幅員	
変更前	幹線街路	3・6・1	七日市線	香美町 香住区 七日市 字大縄 内	香美町 香住区 七日市 字下川 原	香美町 香住区 七日市	約 560m	地表式	2車線	11m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終点を新矢田橋の東端に変更</li> <li>・一部線形の変更</li> <li>・一部区域の変更</li> </ul>
変更後	幹線街路	3・6・1	七日市線	香美町 香住区 七日市 字大縄 内	香美町 香住区 七日市 字下川 原	香美町 香住区 七日市	約 520m	地表式	2車線	11m	

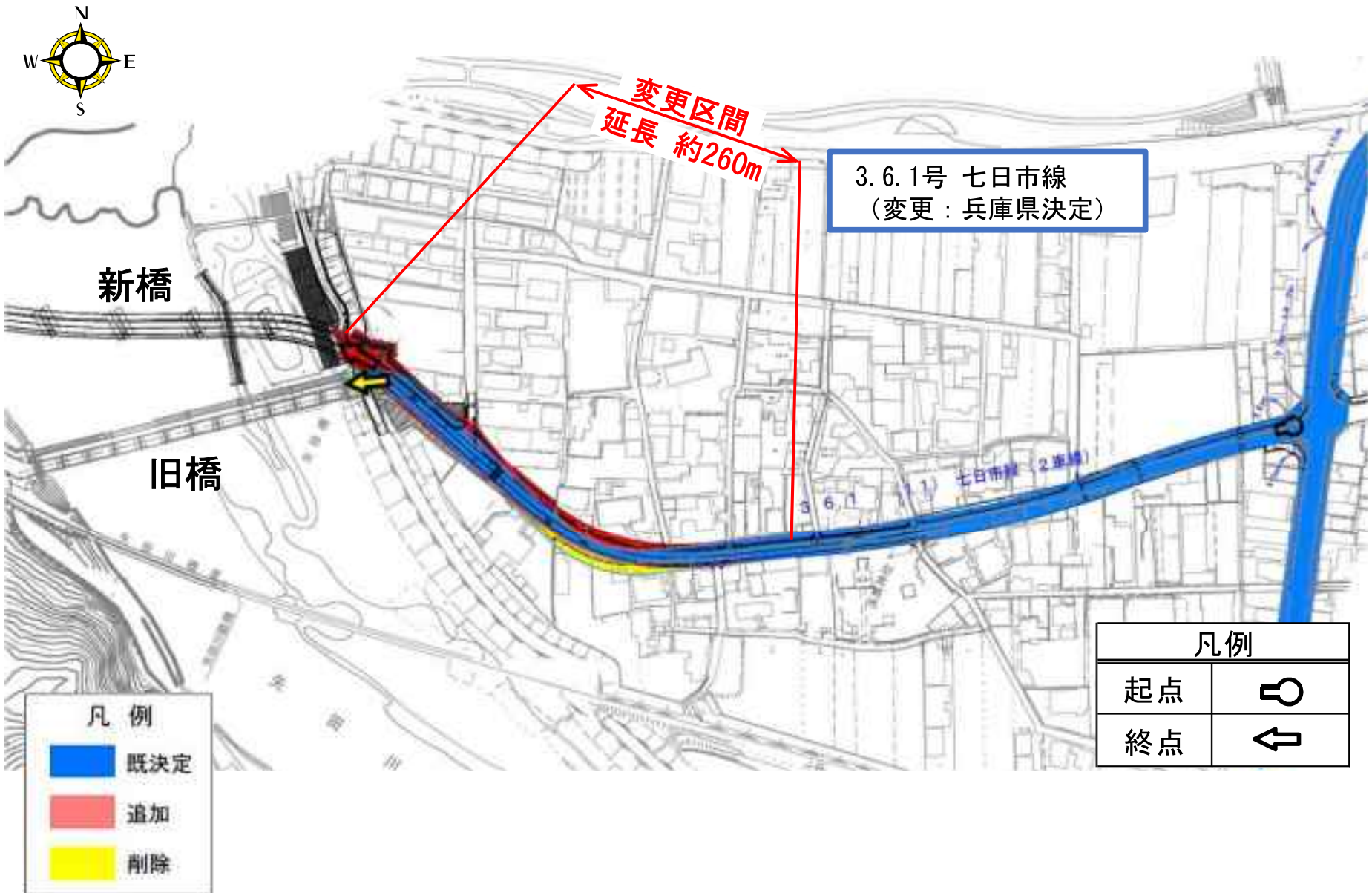
# 香住都市計画道路（3.6.1号七日市線）の変更 位置図

## 3.6.1 七日市線

起点:香美町香住区  
七日市字大縄内  
終点:香美町香住区  
七日市字下川原  
延長:約520m  
車線数:2車線  
代表幅員:11m



香住都市計画道路（3.6.1号七日市線）の変更 計画図



第4号議案

姫建指第191号

令和6年3月8日

兵庫県都市計画審議会

会長 加藤 恵 正 様

(特定行政庁)

姫路市長 清 元 秀 泰

産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（姫路市飾磨区中島）

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のとおり審議会に付議します。

## 計 画 書

名称等	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 【株式会社アール・ビー・エヌ】	姫路市飾磨区中島字宝来 3059 番 19、3064 番 1、3064 番 2	約 9,400 m <sup>2</sup>	施設概要 処理能力計 174.24 t/日 ・破碎施設①処理能力 169.38 t/日、破碎施設②処理能力 4.86 t/日（廃プラスチック類 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く）  注) 上記の処理能力は、最大処理能力を示す。

## 理 由

家電リサイクル法に基づく家電4品目（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン）の適正処理及び有用金属などの再生利用を促進させることを目的として中間処理施設である使用済家電製品リサイクルプラントを設置するものである。

第4号議案

ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置図  
（姫路市飾磨区中島）

